

川俣町高齢者保健福祉・介護保険・障がい福祉計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

川俣町高齢者保健福祉・介護保険・障がい福祉計画策定業務委託

2. 業務の目的

本業務は、「川俣町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」及び「川俣町障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」を一体的に策定することを目的とする。

「川俣町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」については、令和9年度から令和11年度までを計画期間とし、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく市町村高齢者福祉計画及び市町村介護保険事業計画を策定する。

「川俣町障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」については、令和9年度から令和14年度までの障がい者基本計画、令和9年度から令和11年度までの第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を障がい者施策等の基本方針として策定する。

3. 適用範囲

本仕様書は、川俣町（以下、「委託者」という。）が実施する「川俣町介護保険・障がい福祉計画策定業務委託」（以下、「支援業務」という。）について、受託者が行う業務に適用する。

また、支援業務は、契約書、関係規定及びこの仕様書に基づいて実施するものとする。

4. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 川俣町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画

詳細 別紙1のとおり

(2) 川俣町障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画

詳細 別紙2のとおり

6. その他

- ・受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、もしくは本業務の目的以外に使用してはならない。
- ・個人情報保護の観点より、受託者は、プライバシーマークを取得している事業者であること。
- ・受託者は、契約締結後速やかに実施体制及び業務遂行に係る工程表を提出すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、本町と受託者間で協議の上定めるものとする。